琴平町電子地域通貨 KOTOCA (コトカ) O&A

R3.12.13 時点 企画防災課

O1. 電子地域通貨 KOTOCA (コトカ) とは、何ですか。

A. 町内の加盟店舗で利用可能な1コトカ=1円の電子マネーです。

Q2. 実施する目的は、何ですか。

A. 町内の加盟店舗で買い物をすることで、町内におけるお金の地域内循環を促し、地域経済の活性 化を目的としています。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としての接触感染のリスク軽減 や国が進めるキャッシュレス決済やデジタル化へ向けた取り組みの1つでもあります。

O3. 電子地域通貨 KOTOCA (コトカ) はどこで使えますか?

A. 町内の加盟店 133 店舗(12 月 10 日時点)で、令和 3 年 12 月 15 日(水)よりご利用いただけます。

Q4. 加盟店、チャージ店はどこですか?

A. 琴平町 HP に掲載しています。

加盟店は加盟店ステッカーを、チャージ店はチャージ店ステッカーを店頭に貼っています。

Q5. 5,000円分のコトカ(マネー)の給付基準(対象)と申請手続きは必要ですか。

A. 令和3年10月1日時点で琴平町に住民登録のある方です。

また、申請手続きについては、特には必要ありません。

Q6. 5,000 円分のコトカ (マネー) はいつから使えますか。また有効期限はありますか。

A. 令和3年12月15日(水)からご利用いただけます。

また、有効期限は、令和4年3月31日(木)です。

Q7. いつまで使えますか?

A. 電子地域通貨 KOTOCA (コトカ) は、現金チャージをすることで、長くご利用いただけます。現金チャージ分については、有効期限はありません。

その他、行政ボランティアポイントなどの取り組みも検討しておりますので、5,000 コトカ使用後も捨てることなく保管の程、よろしくお願いいたします。

Q8. 支払いをするときは、どのようにしたらいいですか。

A. お会計の際、コトカカードもしくはコトカアプリのQRコードを提示してください。

Q9. チャージ金額の上限、チャージ単位、利用金額の単位について教えてください。

A. 一枚あたりのチャージ金額の上限:10万円

チャージ単位:1,000円 利用金額の単位:1円

Q10.まだ、コトカカードを受け取っていないけど、どうしたらいいですか。

A. ゆうパックの不在票をお持ちの方は、12 月 19 日(日)までは琴平郵便局で受取可能です。12 月 20 日(月)以降は、企画防災課で受取可能です。受取の際は、事前にご連絡をお願いいたします。(TEL: 企画防災課 0877-75-6711)

Q11. 転入してきたのですが、コトカカードはもらえますか。

A. 令和3年10月1日以降、転入及び出生した方については、順次コトカカードをお送りいたします。 現金チャージをしてご利用ください。